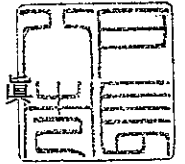


八戸市地域公共交通会議
会長 武山 泰 様

八戸市交通部
八戸市長 小林 眞



300 円上限運賃化対象路線に係る運賃設定について (申出)

このことについて、八戸市内において路線バス上限運賃化実証実験を実施するにあたり、道路運送法第 9 条第 4 項の規定による運賃等の届出を行うため、八戸市地域公共交通会議設置要綱第 2 条の規定により、別紙のとおり申し出いたします。

○添付書類

- 別紙 1 運賃届出書(案)
- 別紙 2 三角表(一部)
- 別紙 3 定期券の取扱について

東北運輸局

局長 清谷 伸吾 様

八戸市交通部

八戸市長 小林 眞

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定しましたので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〒031-0813 青森県八戸市大字新井田字小久保頭4-1

八戸市交通部 八戸市長 小林 眞

2. 設定しようとする運賃の上限を適用する路線

種差線の一部（種差海岸遊覧バス）及び鮫線の一部（日曜朝市循環バス）を除く
八戸市内全路線

※ただし、旭ヶ丘線の一部（市内循環線）は150円均一料金

3. 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

種類 普通旅客運賃

額 別紙2(三角表) のとおり

適用方法 初乗り150円、以降50円刻み、上限300円とする

詳細は下表のとおり

(小児運賃及び身体障がい者等は半額。ただし、端数が出る場合は10円単位に切り上げ。)

現行運賃	130円	140円	150円 ～190円	200円 ～240円	250円 ～290円	300円以上
改定運賃	150円			200円	250円	300円

運賃計算キロ程

3.1km以下	150円
3.2km～4.4km	200円
4.5km～5.8km	250円
5.9km以上	300円

4. 適用する期間または区間その他の条件を付す場合には、その条件

平成23年10月1日から2年間

5. 実施予定日

平成23年10月1日(土)

普通旅客運賃及び新旧運賃対照表

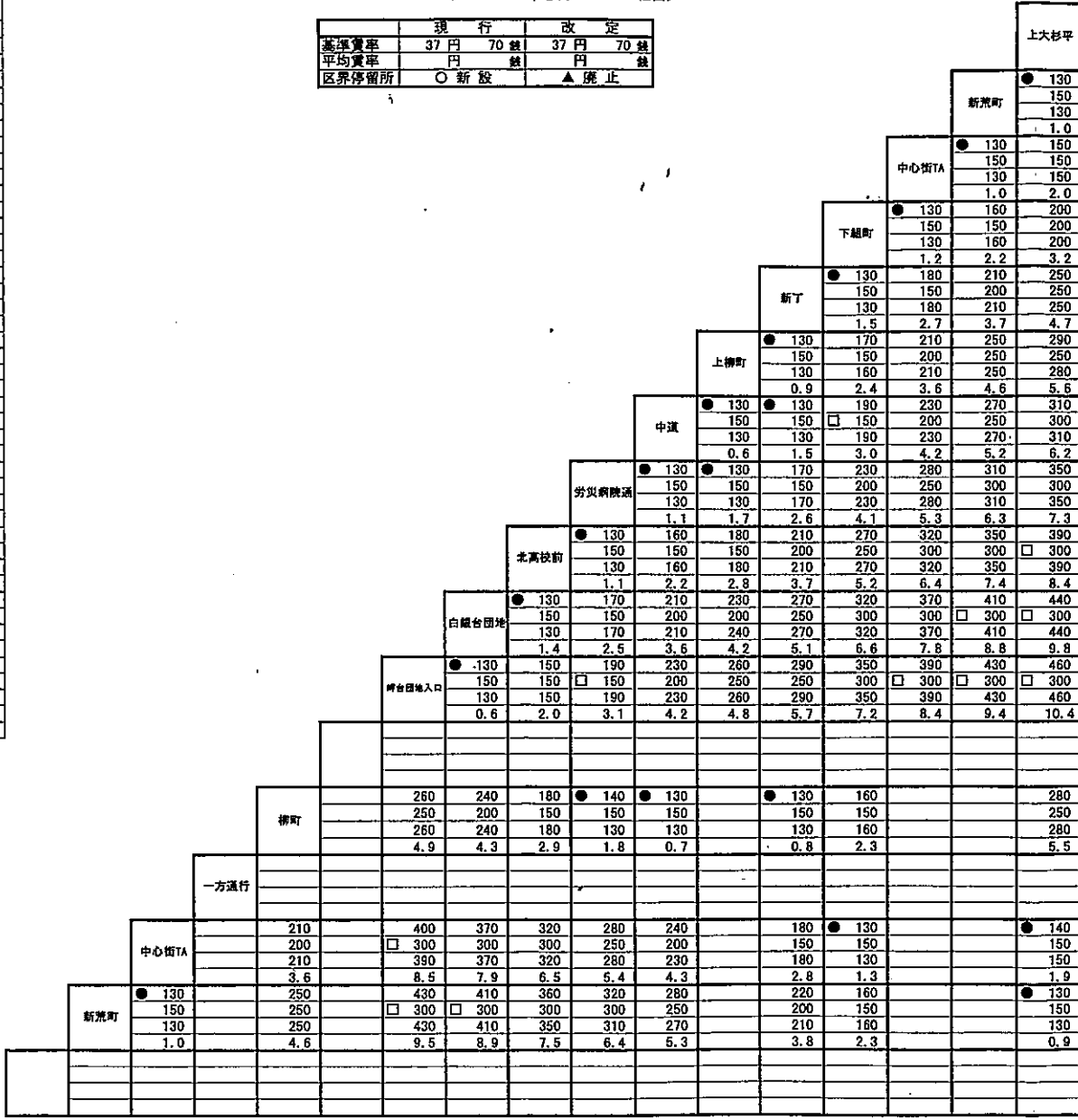
岬台団地 線 運行系統 上大杉平～岬台団地入口 間

整理番号 800

(北高校前 中心街 經由)

	現行	改定
基準賃率	37円 70銭	37円 70銭
平均賃率	円 銭	円 銭
区界停留所	○ 新設	▲ 廃止

区界停留所	指定停留所	キロ程	新設廃止の別
上大杉平	上大杉平	0.0	
	大杉平営業所	0.3	
新荒町	平中通	0.5	
	新荒町	0.0	
中心街TA	荒町	0.2	
	二十三日町	0.4	
	十三日町	0.2	
	中心街(平日)	0.0	
下組町	二十三日町	0.5	
	NTT前	0.4	
	下組町	0.0	
	栄町	0.3	
新丁	大町一丁目	0.7	
	大町二丁目	0.5	
	上左比代	0.2	
	新丁	0.0	
上柳町	小中野	0.4	
	上柳町	0.0	
中道	上中道	0.2	
	中道	0.0	
労災病院通	工大一高前	0.7	
	三島上	0.3	
	労災病院通	0.0	
	労災病院前	0.4	
北高校前	小松平	0.3	
	北高校通	0.1	
	北高校前	0.0	
	大久保通	0.5	
白銀台団地	白銀台西口	0.4	
	白銀台郵便局前	0.2	
	白銀台団地	0.0	
岬台団地入口	岬台団地西口	0.2	
	岬台団地入口	0.0	
	岬台団地	0.2	
柳町(復路)	上中道	0.3	
	上柳町	0.1	
	柳町	0.0	
一方通行			
中心街TA(復路)	下大工町	0.4	
	中心街(平日)	0.0	
	十六日町	0.3	
新荒町(復路)	新荒町	0.0	



- 上大杉平
- 大杉平営業所
- 平中通
- 新荒町
- 荒町
- 二十三日町
- 十三日町
- 中心街(平日)
- 中心街(土日)
- 二十八日町
- NTT前
- 下組町
- 栄町
- 大町一丁目
- 大町二丁目
- 上左比代
- 新丁
- 小中野
- 上柳町
- 上中道
- 中道
- 工大一高前
- 三島上
- 労災病院通
- 労災病院前
- 小松平
- 北高校通
- 北高校前
- 大久保通
- 白銀台西口
- 白銀台郵便局前
- 白銀台団地
- 岬台団地西口
- 岬台団地入口
- 岬台団地

	0	130	0	460	0	1,090	1,150	1,140	1,230	1,380	930	1,730	2,110	2,110	2,520	3,520	19,500
上限運賃計	0	130	0	460	0	1,090	1,150	1,140	1,230	1,380	930	1,730	2,110	2,110	2,520	3,520	19,500
変更運賃計	0	150	0	450	0	850	950	1,050	1,150	1,300	900	1,650	1,950	1,850	2,200	3,050	17,500
現行運賃計	0	130	0	460	0	1,080	1,150	1,130	1,130	1,380	940	1,720	2,100	2,110	2,520	3,520	19,430
突午口計	0.0	1.0	0	8.2	0.0	22.9	21.7	20.3	20.3	21.4	14.1	26.9	35.9	39.6	48.6	66.9	347.8

路線バス上限運賃化実証実験に伴う定期券の取扱について

○現行の算出方法

片道普通旅客運賃額 × 2(往復) × 30(日) × 月数 × (1-割引率) × 105/103

※片道普通旅客運賃は旧運賃額で算出。

○新規適用する算出方法

片道普通旅客運賃額 × 2(往復) × 30(日) × 月数 × (1-割引率)

※片道普通旅客運賃額は、上限運賃化後の運賃額で算出。

※月数毎の割引率は以下のとおり。

	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃	特殊定期旅客運賃
1ヶ月	3割引	4割引	通勤定期旅客運賃 に同じ
3ヶ月	1ヶ月の3倍の5分引	1ヶ月の3倍の5分引	
6ヶ月	1ヶ月の6倍の1割引	1ヶ月の6倍の1割引	
12ヶ月		1ヶ月の12倍の3割引	

○具体例

片道普通旅客運賃 390円区間(岬台団地～中心街)の場合(※この場合において、旧運賃額も同額とする。

		現行	上限運賃化後
通勤	1ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 1 \times (1-0.3) \times 105/103$ = 16,698.058... ⇒ 16,700円	$300 \times 2 \times 30 \times 1 \times (1-0.3)$ = 12,600円
	3ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 0.7 \times 3 \times (1-0.05) \times 105/103$ = 47,589.466... ⇒ 47,590円	$300 \times 2 \times 30 \times 0.7 \times 3 \times (1-0.05)$ = 35,910円
	6ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 0.7 \times 6 \times (1-0.10) \times 105/103$ = 90,169.514... ⇒ 90,170円	$300 \times 2 \times 30 \times 0.7 \times 6 \times (1-0.1)$ = 68,040円
通学	1ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 1 \times (1-0.4) \times 105/103$ = 14,312.621... ⇒ 14,310円	$300 \times 2 \times 30 \times 1 \times (1-0.4)$ = 10,800円
	3ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 0.6 \times 3 \times (1-0.05) \times 105/103$ = 40,790.970... ⇒ 40,790円	$300 \times 2 \times 30 \times 0.6 \times 3 \times (1-0.05)$ = 30,780円
	6ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 0.6 \times 6 \times (1-0.10) \times 105/103$ = 72,288.155... ⇒ 72,290円	$300 \times 2 \times 30 \times 0.6 \times 6 \times (1-0.1)$ = 58,320円
	12ヶ月	$390 \times 2 \times 30 \times 0.6 \times 12 \times (1-0.30) \times 105/103$ = 120,226.019... ⇒ 120,230円	$300 \times 2 \times 30 \times 0.6 \times 12 \times (1-0.3)$ = 90,720円